

平成30年 5月21日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武 田 義 明

平成30年5月7日、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の10第3項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業」の実施計画書から評価書までの手続（以下「環境影響評価手続等」という。）を実施するべきかどうかの判定について、慎重に審議を重ねたので、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

神戸市環境影響評価等技術指針（平成25年4月改定）に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方に該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はないと考えられる。

なお、市長は、次に挙げる事項を事業者を実施させるよう適正に指導されたい。

- (1) 判定願において、条例で定める事前配慮書についての説明会以外にも、周辺の自治会及び住民に対して個別に説明会を開催していることが記載されているが、引き続き丁寧かつ積極的な説明を行い、住民意見に対して誠実に対応すること。
- (2) 春季の現地調査でカスミサンショウウオが確認されているが、確認された個体数が少なく、生息場所が十分把握できているとは言えないことから、工事着手前までに追加調査を行い、その結果も踏まえ適切な環境保全措置を検討すること。

- (3) 貴重種の移植先については生態系を考慮して検討するとともに、移植後の植物が移植先で定着できるよう、あらかじめ移植後の適切な維持管理方法を検討すること。
- (4) 土砂災害等の発生を未然に防止するため、日常時における点検・管理体制の構築を含めた災害対策に万全を期すること。
- (5) 事前配慮書手続及び判定手続で行った調査・予測・評価の結果を検証するとともに、環境保全措置の履行状況を確認するため、事後調査の項目、期間及び頻度を適切に設定し実施すること。また、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。
- (6) 事前配慮書手続及び判定手続で予測した環境影響に大きな差異が生じた場合や、現時点で予測し得なかった環境影響が生じた場合は、関係行政機関に報告の上、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行うこと。